

2019年10月29日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悅子 様

東京都文京区本郷三丁目4番4号

株式会社 A.ver



令和元年9月24日付の申入書に対するご回答

今回お送りいただいた申入書に記載された使用停止を求める条項、改善を求める条項につきまして、ご指摘を受けて弊社の顧問弁護士と相談の上、使用停止並びに改善の時期、使用停止後の条項の内容、改善の内容等に関して検討していることをまずもってお伝えいたします。

ご指摘後、即座に修正、改善ができなかつた理由は、ご指摘いただいた契約書面は弊社が運営するフランチャイズ店舗全店において使用しているものであるため、フランチャイズに加盟している法人、個人に理解を求める必要が生じていること、運営に著しく混乱を生ずることを避けたいということ、また、年度単位でお申込みいただいた顧客に対し混乱を招く事態を避けることに配慮したためです。

また、同一ブランドを名乗るフランチャイズ全店が同一のオペレーションを行う必要がありますので、弊社のみならずフランチャイズに加盟して運営している他法人及び個人の店舗すべてが、時期を同じくして修正、改善を行うべく鋭意検討中です。

しかしながら、現在使用している契約書面の内容に関わらず、ご指摘を受けた内容について該当する事象が発生した場合には、ご指摘の主旨に則って対応したいと考えていることを合わせてお伝えいたします。

また、お問い合わせいただいた「概要書面」に関してですが、「概要書面」と題した書面は使用していないのが現状です。この点につきましても、顧問弁護士に相談のうえ然るべき対応を実行中であることを申し添えます。

以上